

行政監視に基づく勧告

行政監視委員会 専門員

しみず けん
清水 賢

参議院規則第 74 条第 15 号 1 に、行政監視委員会が行う行政監視に基づく勧告について明記され、第 199 回国会召集日（令和元年 8 月 1 日）から施行された。同規則には、第 74 条の 5 として「行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする」との規定が追加された。

これらの規則改正は、参議院改革協議会報告書（平成 30 年 6 月 1 日）「参議院における行政監視機能の強化」に基づき行われたもので、同報告書においては、参議院は、これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組むことがうたわれ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルを構築し、行政監視委員会の活動を一層充実させるとされている。また、行政監視委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行うことが想定され、政府に対し、当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとするとしている。これらは、改革協議会の報告に基づき全会一致により規則改正が行われた議院全体の取組であって、現在、行政監視委員会において改革協議会報告書の具体化に向けた協議が重ねられている。

行政監視委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、各府省の所管に対応する各常任委員会や決算委員会とは別に設けられた常任委員会であり、第 142 回国会召集日（平成 10 年 1 月 12 日）から活動を開始した。同年 1 月 14 日、初回の委員会において当時の竹山裕委員長から、前記設置目的に加え、本委員会に課せられている使命は、国権の最高機関である国会が、その権能を十分に発揮して、行政を恒常的に監視することである旨が述べられた。以来、約 20 年間にわたり、総務省が行う行政評価・監視（当初は総務庁が行う行政監察）や政策評価法（平成 13 年法律第 86 号）に基づき各行政機関が行う政策評価などの結果等を活用しつつ、調査が行われた。調査の結果、必要と認める事項について、決議の方式による提案、勧告を行うとともに、政策への反映を図ることとされていたことから、これまでに 8 件の決議を行い、うち政策評価に関する 3 件は本会議決議につながった。これら決議においては、政府に対し制度改革や改善方策を求めた。また、国会法第 105 条による会計検査院に対する検査要請を行った。

今後は、行政監視委員会の特性を活かしつつ、府省横断的な課題に対し大局的な見地から計画的かつ継続的な行政監視に取り組んでいくことが求められ、その実施の状況等は少なくとも毎年一回本会議に報告されるとともに、必要に応じ改善勧告を行うことが可能となっている。